

別紙

諮問第660号

答 申

## 1 審査会の結論

「平成23年〇月〇日に駅員（当時）から暴力行為を受けた事件に〇〇署が対応したことに関する全ての個人情報」について、対象保有個人情報が特定できないことを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### （1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成23年〇月〇日に開示請求者が〇〇線・〇〇駅の駅員（当時）から暴力行為を受けた事件において、警視庁警察官（〇〇警察署の署員と記憶している）が出動し、開示請求者を含んだ当事者に対応したことに関する全ての個人情報（同警察官が証拠として収集したと思われる同駅の監視カメラ・ビデオ等の映像記録等を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年3月15日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

### （2）審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張

第一に、実施機関は「提出された書類では、条例13条1項2号に規定する『開示請求をしようとする保有個人情報を特定するため必要な事項』を具備していない」と主張しているが、審査請求人が作成した保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には事件発生日（日付）・場所・関係当事者等が記載されてい

るのであるから、条例に規定する保有個人情報を持定するために必要な事項を具備している。

第二に、実施機関は「本件開示請求書の補正を求めたが、これに応じなかったことから本件開示請求を却下した」と主張しているが、実施機関から送付された補正要請通知である「保有個人情報開示請求書の補正について」（以下「補正要求書」という。）を読むと補正に応じても文書保管年数経過等の理由で請求を却下することになると記載してあったので、審査請求人が補正に応じてもその開示目的が達成できず意味がない。

#### イ 意見書における主張

第一に、理由説明書において、「本件開示請求書の『請求に係る保有個人情報の内容』では、実施機関において本件開示請求に係る保有個人情報を具体的に特定できない」と公安委員会は主張しているが、本件開示請求書には開示請求対象事件の日付・場所・相手方が記載されているのだから、実施機関において、請求対象事件を特定し、これに対応する事情確認資料等を特定できるはずである。

第二に、理由説明書において、「審査請求人は補正に応じなかった。」と公安委員会は主張しているが、本件開示請求書から開示情報の特定が可能であるのだから、そもそも補正する必要がない。併せて、実施機関は、補正要求書において、「開示請求しても却下になる」と記載しており、たとえ審査請求人が補正に応じても、本件で審査請求人が開示請求した情報を開示するつもりがはなからなかったことは明らかである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、「第一に、本件開示請求書には事件発生日・場所・関係当事者等が記載されているから、条例で規定する保有個人情報を特定するために必要な事項を具備している」と主張している。

しかし、本件開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」では、実施機関において、本件開示請求に係る保有個人情報を具体的に特定することができないから、条例13

条1項2号に規定する「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」を具備していない。

また、審査請求人は「第二に、本件補正要求書に記載された文書は保管年数が経過しているから開示請求をしても却下になるとのことであり審査請求人が補正要求書のとおり補正に応じても意味がない。」と主張している。

しかし、実施機関は、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するため、作成される可能性のある公文書を補正要求書に例示的に記載したものであり、これらの公文書以外に作成・保有された保有個人情報の開示を求めているのであれば、特定できる程度に補正するように求めたにもかかわらず、審査請求人は補正に応じなかったため、保有個人情報を具体的に特定することができなかったものであり、審査請求人の主張は採用できない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月29日	諮問
平成30年12月27日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 1月22日	新規概要説明（第130回第三部会）
平成31年 2月19日	審議（第131回第三部会）
平成31年 2月22日	審査請求人から意見書收受
平成31年 4月22日	審議（第132回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成23年〇月〇日に開示請求者が〇〇線・〇〇駅の駅員（当時）から暴力行為を受けた事件において、警視庁警察官（〇〇警察署の署員と記憶している）が出動し、開示請求者を含んだ当事者に対応したことに関する全ての個人情報（同警察官が証拠として収集したと思われる同駅の監視カメラ・ビデオ等の映像記録等を含む）」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求書の記載内容では対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、審査請求人に対し補正を求めたものの、審査請求人が補正に応じなかったため、本件開示請求に係る保有個人情報を特定することができないとして、開示請求を却下する処分を行った。

イ 条例の定めについて

条例13条1項は、「前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。」としており、同項2号において、「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」と規定している。

また、同条3項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

ウ 補正の経過について

実施機関は補正の経過について、以下のように説明する。

(ア) 実施機関の職員は、本件開示請求受付時に、本件開示請求書の記載内容では、対象保有個人情報を特定できないことから、審査請求人にその旨を伝え、どの公

文書に記録された保有個人情報を請求しているのか、具体的に公文書名を挙げて特定を求めたが、審査請求人は、これに応じなかった。

(イ) 実施機関は、平成 30 年 2 月 23 日付けの補正要求書により、審査請求人に対し、本件開示請求書の記載内容から想定し得る公文書名を例示的に提示するとともに、他の公文書に記録された保有個人情報の開示を求めるのであれば、実施機関が公表している「文書検索目録」を参考として、対象保有個人情報を特定するよう求めた。そして、同年 3 月 9 日までに書面による回答がなければ、対象保有個人情報が特定できないことを理由として本件開示請求を却下する旨も伝えた。

(ウ) 実施機関は、補正期間内に審査請求人から連絡がなく、文書での補正もされなかったことから、その期間経過後の平成 30 年 3 月 15 日付けで、保有個人情報を特定できないとして開示請求却下処分を行った。

#### エ 本件開示請求却下処分の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求書には事件発生日・場所・関係当事者が記載されているから、条例が規定する保有個人情報を特定するために必要な事項を具備していると主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求書の記載内容では、実施機関において、本件開示請求に係る保有個人情報を具体的に特定することができない旨説明する。

審査会が本件開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」欄に記載された内容から、請求の対象となる保有個人情報を特定することができるかについて検討したところ、本件開示請求書の記載内容からでは、どのような公文書に記録された保有個人情報を請求しているのかが分からず、必ずしも対象保有個人情報が特定されているとは言えない。

そして、実施機関が例示的に提示した公文書に記録されている保有個人情報が、対象保有個人情報に当たると解する余地がないでもないものの、上記ウの経過からすると、審査請求人は、当該公文書に記録された保有個人情報の開示を求めているものではないと対応しているとも受け取れる。そうであれば、実施機関が、対象保有個人情報が特定できないとして補正を求めたことは相当と認められ、補正要求書

を受け取った審査請求人が補正期間内にその補正に応じなかったことから、対象保有個人情報を特定できないとして本件開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明